

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（相対値基準・原則用）

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	--------	--------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	④	円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	⑤	円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額（(④－⑤) ×10%））	⑥	円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額（(④－⑤) ×50%））	⑦	円

2 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

④のうち寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金の額	⑧	円
---	---	---

3 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については⑨）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①－②）
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	⑩	() 円	() 円	() 円
⑥欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人 ⑥欄以外の者	⑪ () 円	() 円	() 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額	⑫	() 円		
休眠預金等交付金関係助成金	⑬	() 円		
合 計（⑩＋⑪＋⑫＋⑬）	⑭	() 円		() 円

（注意事項）

①～③の各欄の「()」には、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください。

法人名		実績判定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

○ 役員からの寄附金の額が 20 万円以上のものの合計額

[illegible]

(注意事項)

役員からの寄附金の合計額（20万円以上）の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります（第1表付表1（相対値基準・原則用）記載方法「役員の氏名欄」参照）。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・原則用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額㊸」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限りです。）の合計を記載します。 なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。 ㊸欄の金額は、㊵欄の金額と㊶欄の金額を合算した金額になります（$\text{㊸} = \text{㊵} + \text{㊶}$）。	受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。
「休眠預金等交付金関係助成金㊹及び㊺」欄	指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。	
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額㊸」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。 役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。 なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額㊻」欄に記載します。 また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限りです。）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。	左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「役職」欄	役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人㊼」欄	特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。	㊼欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「㊼欄以外の者㊽」欄	上記㊼欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。	㊽欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額㊾」欄	同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。	